

まだまだ使えるね

捨ててしまえばごみ。でも、修理して使ったり、必要とする人に譲ったりすれば資源として有効活用できるばかりか、ごみの量を減らすことができます。

◆欲しい人に譲ろう！

「リサイクルプラザ」

リサイクルプラザでは、家庭で使われなくなった物や資源化センターに搬入されて再生した物を、展示・販売しています。

◎展示・販売コーナー

家庭で使わなくなった物に、ご自分で値段を決めて約4週間、展示販売することができます。申し込み1件（10点まで）につき出展料が200円必要です。



▲取り扱いできる物=生活用品、おもちゃ、衣類、小型家具類、スポーツ用品など

◎展示・入札コーナー

資源化センターに搬入された自転車や家具類で再利用可能なものを修理し、展示・入札方式で落札された方へ販売しています。



▲施設の一室で、家具などの修理を行っています

■リサイクルプラザ ☎23局7191

▼開館日時 火く日曜日の午前9時〜午後4時30分(出展受付は午後3時まで)

▼場所 田原市博物館向かい側

◆利用者の声

えびすえ 戎末たえ子さん(神戸町)

リサイクルプラザが開館して以来、欠かさずに出展しています。捨てずに誰かに使ってもらえ、ごみも減りますし、物を大切にできることがうれしいです。出展の帰りに、自分も買い物していきます。皆さんにも、ぜひ利用してもらいたいですね。



▲衣類などの展示・販売の申し込みを訪れた戎末さんとお孫さん

最終手段はリサイクル

ごみを減らしたり再利用したりしても残ってしまったものは、そのまま捨てずにリサイクル。ダイエットで大切なのは、あきらめないことです。

◆徹底的に分別！

分別を行い、資源ごみをリサイクルすることで、ごみの量を減らせます。「ごみの分け方・出し方」パンフレットを確認し、分別を徹底しましょう。

◎リサイクルした資源ごみ(平成20年度)

■7684トンが7653万円の収入に

※もやせるごみも田原リサイクルセンター炭生館で炭(743トン)にして再利用

◆生ごみもリサイクル

食べ残さないことが大切ですが、どうしても出てしまった生ごみは、捨てずに堆肥たいひにリサイクルしませんか。市では、生ごみ処理容器などの設置に対する補助制度を設けています。

■生ごみ処理容器等設置事業補助金

種別	補助率	上限
生ごみ処理容器	購入額の2分の1	補助限度額 3000円/基 (1世帯2基まで)
電気生ごみ処理機	購入額の2分の1	補助限度額 1万円/台 (1世帯1台まで)

※詳細は市ホームページをご覧ください。

HP <http://www.city.tahara.aichi.jp/>

▶清掃管理課 ☎23局3538

ごみの屋外焼却行為は法律で禁止されています。

ごみを燃やすと、煙や臭いが出たり、灰が舞ったりすることになります。また、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因にもなり危険です。

ごみの屋外焼却行為は、健康だけでなく環境にも深刻な影響を与えるため、法律で禁止されています。一定の基準を満たす焼却炉を使用しなければ、ごみを焼却することはできません。

違法な焼却行為をした場合、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金が科せられる場合があります。



▶清掃管理課 ☎23局3538
▶環境衛生課 ☎23局3541